

## 令和4年度 地方消費税交付金について

市町村の安定的な財政基盤の確立のため、平成9年4月に地方消費税が都道府県税として創設され、その一部が地方消費税交付金として市町村に交付されています。

地方消費税率は、平成26年4月1日から1.7%となっており、令和元年10月1日から2.2%へ引き上げとなりました。この引き上げによる増収分（社会保障財源分）については、社会保障4経費やその他の社会保障施策に充てるとともに、その用途について明確化することとなっています。

本町の令和4年度実績については、次のとおりです。

### 1. 決算額

令和4年度交付金額
457,368千円 (うち社会保障財源分 218,039千円)

### 2. 引き上げ分の地方消費税交付金の充当先

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫 支出金	県 支出金	その他	引き上げ分の 地方消費税	その他
福祉医療事業	196,412	234	47,135	23,787	93,757	31,499
健康増進事業	29,118	65	969	872	19,624	7,588
予防接種事業	48,384	374	1,887	10	34,886	11,227
「障害者総合支援法」 サービスの拡充事業	322,247	152,752	76,376	0	69,772	23,347
合 計	596,161	153,425	126,367	24,669	218,039	73,661